

令和7年度 呉市立明德中学校 生徒指導規程

本校は「夢や志、挑戦するため必要な力をもった生徒の育成」を使命とし、それを達成するため、「自ら学び ともに伸びる」を学校教育目標としている。また、めざす生徒像に「自他を尊重し、自ら考え判断し、意欲的に自己を表現する生徒」を掲げている。

生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしながら、本校の学校教育目標とめざす生徒像を実現するため、この規程を制定する。

第1章 総則

第1条 本規程は、本校の学校教育目標及びめざす生徒像を実現するため、生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達するために必要な事項を定めるものである。

第2章 服装・身だしなみに関すること

第2条 登下校、学校内外での学習活動では、次に定める制服を着用する。ただし、長期休業中及び休日等の部活動に参加する場合はこの限りではない。冬季は体操服のジャージの着用は可とする。

(1) 冬服は以下のア～ウのいずれか

ア…黒色標準学生服、白色カッターシャツ、黒色の標準長ズボン

イ…濃紺色ブレザー、ボータイ、白色カッターシャツ、標準プリーツスカート

ウ…濃紺色ブレザー、ボータイ、白色カッターシャツ、濃紺色の標準長ズボン

(2) 夏服は以下のア～ウのいずれか

ア…白色の開襟シャツまたは白色カッターシャツ（半袖も可）、黒色の標準長ズボン

イ…白の開襟シャツまたは白色カッターシャツ（半袖も可）、標準プリーツスカート

ウ…白の開襟シャツまたは白色カッターシャツ（半袖も可）、濃紺色の標準長ズボン

第3条 制服は正しく着用する。

(1) カッターシャツ等はズボン、スカートの中に入れる。

(2) スカート丈は、立って膝が隠れる程度の長さとする。

(3) スカートの下にジャージは着用しない。下着用のスパッツ及び体操服のハーフパンツは可とする。

(4) 黒色標準学生服の第一ボタンは留める。また、朝会・儀式的行事ではホックも留める。

(5) ズボンはベルトを着用する。

第4条 靴下は白色の短ソックス（ワンポイントは可）とする。ただし、くるぶし丈のものは不可とする。

第5条 靴は白色の紐つき運動靴とする。

第6条 校舎内では上履きを着用すること。また、体育館では学校指定の体育館シューズを着用すること。

第7条 カッターシャツの下には肌着（アンダーウェア）を着用すること。肌着類の色は白・ベージュのみ可とする。（ブラジャーのみは不可。）Tシャツ等を着用する場合は、白または

黒色で無地あるいはワンポイントのもの（胸に入っているメーカー名の刺繍程度）のみ許可する。（ハイネックは不可。）また、体操服を肌着がわりに着用することは不可とする。

第8条 名札は学校指定のものを左胸につける。ただし、登下校時にはつけなくてもよい。

第9条 体操服は学校指定のもの（ジャージ、体操シャツ、ハーフパンツ）を着用し、体操シャツはハーフパンツ等の中に入れる。

第10条 頭髪は、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとし、次の通りとする。

- (1) 髪が肩につく程の長さより長い場合、耳の中心よりも下の位置をゴムで結ぶ。
- (2) ゴムの色は、黒・紺・茶であること。（リボン、ヘアバンドは禁止。）
- (3) 前髪は、目にかからない程度の長さにする。目にかかる長さの場合、髪留めピンを使用すること。
- (4) 髪留めピンは、黒または紺色の無地で小さいものであること。（スリーピンも可。）
*脱色・染色・パーマ・整髪料の使用は禁止し、特異または奇抜な髪型にしないこと。

第11条 カバンは、学校指定の通学カバン及びサブバッグを使用する。（紙袋類は不可。）また、キーホルダー等の装飾物は付けてはならない。

第12条 防寒に関しては、次の通りとする。

- (1) セーター、カーディガン、ベストは白、黒、紺、茶、グレーのVネックとし、制服の上着の袖・裾から出ないように着用する。防寒着がわりに制服の下にジャージを着用することは禁止する。また、トレーナー、フリースは不可とする。
- (2) マフラー、ネックウォーマー、手袋は登下校時のみ着用し、校舎内での着用は禁止する。色は白、黒、紺、茶、グレーとする。また、スカートについては、タイツを着用してもよい。色は黒とし、80デニール以上のものとする。

第13条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅（色つきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚等への装飾。
- (3) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾具。
- (4) 眉毛の形を変える、そり落とし及び加工。
- (5) 香水（芳香のある制汗スプレーも含む）の使用。

第3章 学校生活に関すること

第14条 欠席・遅刻・早退に関しては次の通りとする。

- (1) 原則、午前8：15に教室（朝会がある場合は体育館）にいない場合は遅刻とする。
- (2) 遅刻・欠席・早退する場合は、保護者が学校へ連絡すること。
- (3) 遅刻した生徒は、職員室に行き遅刻連絡票を書いてもらい、授業の担当教師に提出した後自席に着く。

第15条 登校後無断で校外へ出ない。通院等でやむを得ず校外に出る場合は、担任に申し出て許可を得る。

第16条 次のような不要物を持って来ない。不要物を発見した場合は、学校で預かり保護者に返却する。

- (1) 学習に関係のないもの。（ゲーム、マンガ、プリクラ等）

- (2) 携帯電話。ただし、やむを得ない理由があり、保護者を通じて「持込み許可申請」をすれば、持込みを許可する場合がある。その場合は登校後すぐに職員室に預けること。
- (3) カッターナイフ等、危険なもの。
- (4) 不要なお金。
- (5) 菓子・ジュース類。
- (6) ペットボトル、紙パック。

第 17 条 給食については次の通りとする。

- (1) 当番は、エプロン・帽子・マスクを着用して配膳する。担当教員も同様とする。
- (2) 配膳中、当番以外の生徒は教室の外で静かに待つ。
- (3) 食事前の手洗い・うがい、食事後の歯磨きを励行する。
- (4) 食事中はマナーとエチケットを守り、互いに気持ち良く食事し、早く食べ終わっても給食終了時刻（13：00）まで着席して待つ。
- (5) 給食当番は、食器等の後片付けをし、配膳に使った机を拭く。担当教員は、片付けが完全に終わるまで教室で指導する。

第 18 条 部活動に関しては次の通りとする。

- (1) 希望者は入部届を提出することで、部活動に参加することができる。3年間同じ部で活動することが望ましいが、やむを得ない理由で転部や退部をする場合は、顧問や担任、家族などと協議・相談して判断する。
- (2) 部活動時の服装は、体育時の服装を基本とする。ただし、音楽部は制服でも可とする。
- (3) 完全下校時刻は次の通りとする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
17:20							16:50			17:20	

- (4) 中体連主催大会や、コンクール等への参加 1 週間前から、放課後 30 分間活動を延長できる。この場合、顧問は職員朝会等で報告し、延長時の活動には必ずつくこと。また、生徒を安全に下校させるため、その方法等を保護者と十分に連携した上で、生徒の下校指導を行うこと。
- (5) 定期試験 1 週間前から部活動は停止とする。ただし、特別な事情があり、保護者の了解と学校長の許可が得られた場合はこの限りではない。
- (6) 部活動休養日を原則水曜日及び土日のいずれか 1 日（原則：日曜）とする。

第 19 条 職員室に用事がある場合は次のようにする。

- (1) 身だしなみを整え、入口でノックをし、返事が聞こえたらドアを開ける。
- (2) 「失礼します。」と言い、一礼をし、入室する。（印の内側）
- (3) 学年・名前・用事または用事がある先生を告げる。
- (4) 用事が済んだら「失礼しました。」と言い、一礼をし、退室する。
- (5) ドアを閉める。

第 20 条 用事がないのに他学年の階（教室）に出入りすることを禁止する。

第 4 章 授業に関すること

第 21 条 授業の準備をして着ベルを守り、ゆとりを持って授業に臨む。

第22条 授業前後に「お願いします。」「ありがとうございました。」と明徳三秒礼を行う。

第23条 忘れものをしない。また、教科書やノートなどの学習道具は、許可されたもの以外は学校に置いて帰らない。

第24条 授業妨害となる次のような行動はとらない。

- (1) 私語をしたり、席を立ち歩いたりすること。
- (2) 許可なく教室を出ていくこと。
- (3) 先生の指示に逆らったり、失礼な発言をしたりすること。

第25条 試験では、カンニングなどの不正行為をしない。

第5章 自転車通学に関すること

第26条 自転車通学は、原則として次の区域の生徒に対して許可する。該当区域に居住する生徒は、事前に「自転車通学許可申請書」を提出して許可を得る。

- (1) 〔音戸町〕 渡子、田原、早瀬、畑、有清、先奥の全域
- (2) 〔倉橋町〕 釣土田区の一部区域
- (3) 〔倉橋町〕 灘区、重生区、長谷区、宇和木区の全域

第27条 自転車通学を許可された生徒は、次のことを守る。

- (1) ヘルメットを必ず着用し、あごひもをきちんと締めること。
- (2) 自転車は日頃から点検整備を心がけること。校内で学期に1回程度自転車点検を実施し、不備があった場合には早急に整備すること。
- (3) 自転車は指定された駐輪場に置き、必ず施錠すること。
- (4) 交通ルールやマナーを守り、危険な乗り方や並走はしないこと。
- (5) 広島県の条例に基づき、自転車損害賠償責任保険等へ必ず加入すること。

第28条 自転車通学を許可されていない生徒は、いかなる理由があっても自転車通学してはならない。

第29条 違反行為をした場合は、保護者連携をした上で、1週間の自転車通学を禁止し、学校で自転車を預かる。

第6章 安全・家庭生活に関すること

第30条 決して他人に傷つく言葉を使ったり暴力をふるったりしてはいけない。

第31条 登下校時には、通学路を通り、交通ルールやマナーを守る。

第32条 子どもだけのゲームセンター等の遊技場や、法令・法規で未成年の入場が禁止されている場所への立入を禁止する。

第33条 登下校時の商店等への立ち寄りや自動販売機等の利用を禁止する。

第34条 アルバイトは、原則禁止とする。ただし、やむを得ない事情がある場合、保護者を通じて申請があれば許可することもある。

第7章 特別な指導に関すること

第35条 本規程に違反した生徒には、別紙に示す段階的指導を行う。また、違反内容や違反した生徒の状況によっては、本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態であり、且つ教室内の安心・安全が保たれる状況にあることが確認できるまでは、保護

者と連携を図り，学校と保護者の共通理解のもと，別室指導をする場合がある。

第 36 条 学校内外を問わず，触法行為があった場合は，警察など関係機関との連携及び報告を行う。

第 8 章 生徒指導規程の見直しに関すること

第 37 条 生徒指導規程の見直しは，生徒総会で生徒から意見を募り，生徒会執行部と教員，保護者が連携しながら改定案を作成し，学校長が承認する。

附則 本規程は，平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 25 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 28 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 29 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 31 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 5 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 7 年 4 月 1 日 一部改訂

特別な指導について

指導 段階	指導対象	指導対象の主な事柄	指導内容と方法
1	ルール・マナー違反	○ 不要物所持 ○ 服装違反 ○ 頭髮違反 (整髪料の使用, 染色, 脱色, パーマ) ○ 眉ぞり ○ 授業妨害・放棄 (私語, 立ち歩き, 指導無視, 暴言等) ○ 携帯電話の所持 ○ 自転車登校違反 ○ いじめ (レベルに応じた対応)	・ 事実確認 ・ 現場注意 ・ 別室指導(説諭, 反省文) ・ 保護者連携(連絡, 来校要請, 家庭訪問) ・ 授業反省
2	犯罪行為 (法規・法令違反)	○ 万引き ○ 金品強要 ○ 壁等への落書き ○ 故意の器物破損 ○ 暴力行為 ○ 喫煙 ○ 飲酒 ○ 夜間徘徊 ○ 危険物による暴行 ○ いじめ	・ 事実確認 ・ 別室指導(説諭, 反省文) ・ 保護者来校要請 ・ 警察等関係機関と連携 ・ 授業反省